

千曲市の保育の必要性の認定基準の変更について(案)

千曲市保育課

千曲市では、保育園の入園要件である保育の必要性の認定基準において、就労の適用条件を月 48 時間以上と定めてまいりました。しかし、市内園では 3 歳未満児の保育希望者が増加しており、保育士が不足している状態です。そのため、下記のとおり変更を行いたいと考えております。

1. 現行の入園要件

保育を必要とする理由		内 容	保育の必要量
1	就労	自宅外・内で月 48 時間以上就労を常態としている場合	勤務時間などに応じて認定
2	妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない場合	保育短時間
3	保護者の疾病・障がい	保護者が疾病や障がいを有している場合	保育短時間 ※実情に応じて認定
4	親族の介護・看護	日中、親族の介護や看護を行っている場合	保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧活動にあたっている場合	実情に応じて認定
6	求職活動 (起業準備を含む)	求職活動を継続して行っている場合 (当事由で申請ができるのは年度内 1 回のみです)	保育短時間
7	就学	保護者が月 48 時間以上就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合	実情に応じて認定
8	育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合	保育短時間
9	虐待やDVのおそれ	虐待やDVのおそれがあり、家庭での養育が困難な場合	実情に応じて認定
10	その他	特別に市長が認めた場合	実情に応じて認定

2. 変更案(変更部分のみ抜粋)

保育を必要とする理由		内 容	保育の必要量
1	就労	自宅外・内で月 64 時間以上就労を常態としている場合	勤務時間などに応じて認定

3. 実施時期

令和 8 年 4 月 1 日からを予定しています。また、周知期間は、令和 7 年 10 月からの半年間を予定しています。

4. 目的

こども誰でも通園制度が始まることで、幅広い保護者に通園の機会が保証されることとなりましたが、保育士のさらなる確保も必要とされています。こうした需要と供給の変化に伴い、継続的に通園できる保育園の入園要件は、近隣市町村とあわせて就労時間の要件を引き上げることにより、保育の必要量が高い家庭がより優先されるようにしたいと考えております。

5. 変更により影響を受ける保護者への配慮

在園中の保護者に対しては、特例として、令和 9 年 3 月 31 日までは現行の就労時間での在園を認めます。また、3 歳以上児については、特別利用保育への変更が可能です。当該措置により、64 時間未満就労保護者 19 名全てが在園要件を満たします。

さらに、今後入園を考えている 3 歳未満児の保護者におきましては、こども誰でも通園制度の利用と、一時預かり事業の拡充により対応していきます。

※特別利用保育とは、小学校に入学する前に集団保育を経験させたいが、身近な地域に利用可能な幼稚園等がなく、「保育を必要とする理由」もないといった家庭のために、例外的に地域の保育園を利用できるようにしているものです。（「子ども・子育て支援法第 28 条第 1 項第 2 号」に規定）

6. 県内 18 市の就労による入園要件【参考】

千曲市	48	長野市	64	松本市	64	上田市	64	岡谷市	48
飯田市	64	諏訪市	48	須坂市	64	小諸市	64	伊那市	64
駒ヶ根市	60	中野市	48	大町市	60	飯山市	48	茅野市	64
塩尻市	64	佐久市	64	東御市	64	安曇野市	64		

※数値は就労の適用条件(月○時間以上)を示しています。

※就労の適用条件は、子ども・子育て支援法施行規則第 1 条の 5 第 1 号により、一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で定めることとされています。